

浄化槽の維持管理について

横浜市資源循環局
事業系廃棄物対策課

浄化槽の維持管理について

1 浄化槽の維持管理	1
(1) 法定検査（浄化槽法第7条、第11条）	2
ア 法定検査とは	2
イ 検査回数・申し込み方法	2
ウ 検査料金	2
(2) 保守点検（浄化槽法第8条、第10条）	3
ア 保守点検とは	3
イ 保守点検の回数	3
ウ 保守点検の委託	3
エ 保守点検の記録	4
(3) 清掃（浄化槽法第9条、第10条）	4
ア 清掃とは	4
イ 清掃の回数	4
ウ 清掃の依頼方法	4
(4) 技術管理者の設置（浄化槽法第10条第2項）	5
ア 技術管理者とは	5
イ 技術管理者を置く必要がある浄化槽	5
ウ 技術管理者の資格要件	5
2 浄化槽の変更手続	6
(1) 浄化槽を変更する場合（構造・規模の変更は除く）	6
■ 提出時期	6
■ 提出部数	6
■ 提出する書類	6
■ 添付書類	6
(2) 浄化槽の構造・規模を変更する場合	6
(3) 浄化槽管理者を変更する場合	6
■ 提出時期	6
■ 提出部数	6
■ 提出する書類	6
■ 添付書類	6
(4) 技術管理者を変更する場合	7
■ 提出時期	7
■ 提出部数	7
■ 提出する書類	7
■ 添付書類	7
3 使用休止（再開）・廃止の手続	8
(1) 浄化槽の使用を休止する場合	8
■ 提出時期	8
■ 提出部数	8
■ 提出する書類	8
■ 添付書類	8
(2) 休止中の浄化槽の使用を再開した場合	8
■ 提出時期	8
■ 提出部数	8
■ 提出する書類	8
■ 添付書類	8
(3) 浄化槽を廃止した場合	9
■ 提出時期	9

■ 提出部数.....	9
■ 提出する書類.....	9
■ 提出先.....	9
■ 添付書類.....	9
4 手続書類の提出方法・提出先	9
5 市による管理状況の確認等.....	10
(1) 立入検査	10
(2) 報告の徴収.....	10
(3) 維持管理についての助言・指導等	10
(4) 維持管理に関する命令.....	10
(5) 単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）への助言・指導等	10
(6) 単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）への命令.....	10
6 主な罰則	11
7 こんなときは.....	13
(1) 建物の使用用途が変わるとき.....	13
(2) 増築するとき、浄化槽の使用人数（水量）が増えるとき	13
(3) 法定検査の結果が「不適正」だったとき	13
(4) 建物をほとんど使用しないとき	13
(5) 建物を売却するとき	13
(6) 浄化槽が臭うとき	13
(7) 既存単独処理浄化槽を使い続けたいとき	14

1 浄化槽の維持管理

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理しています。そのため、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。

浄化槽管理者（建物の所有者・使用者等で浄化槽の管理権限を有する方^{（注）}）は、定期的に3つの維持管理（法定検査・保守点検・清掃）を行うことが法律で義務づけられています。適切な維持管理が行われない場合、悪臭や水質汚濁等、周辺の生活環境に影響が生じてしまいますので、必ず実施してください。（注）浄化槽の使用開始時に使用開始の報告をした方が、浄化槽管理者に該当します。

なお、浄化槽の維持管理について、浄化槽管理者に対し、横浜市から法律に基づく助言、勧告、命令を行うことがあります。命令に従わない場合は、拘禁刑や罰金・過料の対象になります。

浄化槽管理者の3つの義務



法定検査・・・浄化槽の機能確認

保守点検・・・浄化槽の点検、調整、修理

清掃・・・汚泥の引抜、洗浄・掃除

(1) 法定検査（浄化槽法第7条、第11条）

ア 法定検査とは

法定検査は、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための検査であり、法律で受検が義務づけられています。

神奈川県知事が指定する検査機関（横浜市内は公益社団法人神奈川県生活水保全協会）が水質検査、外観検査、維持管理状況等を検査します。検査結果は横浜市にも共有されます。

法定検査は「浄化槽を新たに設置した後等の検査」と「定期検査」の2種類あります。

「浄化槽を新たに設置した後等の検査」（7条検査）

浄化槽の設置工事が適正に行われたか、浄化槽が本来の機能を発揮しているかを判定します。

「定期検査」（11条検査）

清掃や保守点検が適正に実施されているか、浄化槽が正常に機能しているかを判定し、法定検査の受検後、浄化槽の近くに検査済証（シール）が貼られます。（シールの色は毎年変わります。）



法定検査済証

イ 検査回数・申し込み方法

浄化槽管理者は、毎年1回、定期的に検査を行わなければなりません。

公益社団法人神奈川県生活水保全協会 へ直接連絡し、検査をお申し込みください。

【連絡先】公益社団法人神奈川県生活水保全協会 電話：045-830-5721 FAX：045-830-5722

※ 浄化槽を新たに設置した後等の検査（7条検査）は、申込書が浄化槽の設置（変更）の届出時の添付書類となっています。申込書に記載されている検査希望日が近づきましたら、検査機関から連絡がありますので、日程を調整の上、その浄化槽の使用を開始して3か月後から8か月後までの間に検査を行ってください。

ウ 検査料金

法定検査の検査料金は次表のとおりです。単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽、現在は新設禁止）の検査料金は、指定検査機関 公益社団法人神奈川県生活水保全協会 へ直接お問い合わせください。

法定検査料金表

人槽（人）	7条検査（円）	11条検査（円）
5～10	12,500	5,500
11～20	14,500	7,700
21～50	17,500	10,000
51～100	21,000	13,800
101～300	24,000	16,500
301～500	28,000	21,000
501以上	35,000	28,500

(2) 保守点検（浄化槽法第8条、第10条）

ア 保守点検とは

保守点検は、浄化槽の装置や機器を点検、調整、これらに伴う修理をする作業のことをいいます。

機器類が故障している状態や、処理した水の消毒ができない状態で浄化槽を使用すると、汚れた水が河川等に流れてしまうので、必ず保守点検を行ってください。

イ 保守点検の回数

1年に1回以上行ってください。ただし、次表の処理方式の浄化槽にあつては、次表の点検回数以上の回数で行ってください。

処理方式	浄化槽の種類	点検回数
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下	4か月に1回以上
	処理対象人員が21～50人	3か月に1回以上
活性汚泥方式		1週に1回以上
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置、凝集槽を有するもの	1週に1回以上
	2 スクリーン及び流量調整タンクまたは流量調整槽を有するもの（1に掲げるものを除く）	2週に1回以上
	3 1及び2に掲げる浄化槽以外のもの	3か月に1回以上

なお、単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽、現在は新設禁止）の保守点検は、次表の点検回数以上の回数で行ってください。

処理方式	単独処理浄化槽の種類	点検回数
全ばっ気方式	処理対象人員が20人以下	3か月に1回以上
	// 21～300人	2か月に1回以上
	// 301人以上	1か月に1回以上
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	処理対象人員が20人以下	4か月に1回以上
	// 21～300人	3か月に1回以上
	// 301人以上	2か月に1回以上
散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	—	6か月に1回以上

ウ 保守点検の委託

保守点検は、専門的知識や技能を持った浄化槽管理士に委託することができます。（横浜市では保守点検業者の登録制度は設けていません。）

事業者によってサービス内容や料金が異なりますので、比較検討した上で委託先を選定してください。

保守点検の委託先をお探しの方は次の機関にお問い合わせください。

【問合せ先】公益社団法人神奈川県生活水保全協会 電話：045-830-5720

エ 保守点検の記録

保守点検を委託した際に交付される保守点検の記録票は、3年間保存の義務があります。大切に保管してください。保守点検を自ら行った場合は、記録票を作成して同様に保管してください。

(3) 清掃（浄化槽法第9条、第10条）

ア 清掃とは

清掃は、槽内に蓄積した汚泥（かす）を引き抜き、装置や付属機器類の洗浄・掃除等を行う作業のことをいいます。

浄化槽は、原理的に汚泥が堆積・蓄積しますが、槽内の汚泥が一定の量を超えると浄化槽の機能が低下し、悪臭の発生や処理されない汚水が流出するおそれがありますので、必ず清掃を行ってください。

イ 清掃の回数

1年に1回以上行ってください。ただし、全ばっ気方式の単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽、現在は新設禁止）の清掃は6か月に1回以上行ってください。

ウ 清掃の依頼方法

本市の許可を受けている清掃業者に依頼し、清掃を委託してください。

清掃業者によってサービス内容、料金、対応エリア等が異なりますので、比較検討した上で委託先を選定してください。

清掃後、浄化槽の近くに清掃済証（シール）が貼られます。（シールの色は毎年変わります。）



横浜市の浄化槽清掃業許可業者は次表のとおりです。

許可番号	清掃業者名	所在地	電話
2007	新見商事(有)	神奈川区亀住町16-1	045-441-0894
2004	共和興業(株)	中区長者町9-175第10吉田ビル402A	045-251-0698
2006	(株)伸栄興業所	中区石川町3-105-18	045-641-5597
2015	ティーケイエンジニアリング(株)	南区三春台25	045-231-1686
2023	穂和設備衛生(有)	南区東蒔田町7-16	045-721-5461
2011	浜設備興業(株)	港南区下永谷5-2-25	045-823-7801
2001	(株)協同清美	保土ヶ谷区今井町859	045-351-1100
2028	(有)旭掃美	旭区鶴ヶ峰本町1-48-1今川園B棟201	045-442-8356 090-4096-9296
2008	(株)富士	旭区下川井町2189	045-952-2098
2010	(有)アメニティ・ワイ	旭区柏町1-7	045-363-3259
2030	高城興業(有)	旭区矢指町1876-3	045-952-3377
2020	(有)三倉プロテクト	金沢区朝比奈町263	045-782-2172
2026	大成興業(株)	金沢区福浦1-14-10	045-784-9999
2029	(株)神奈川保健事業社	金沢区鳥浜町4-18	045-791-6333
2025	港北生活環境整備(株)	港北区仲手原2-22-25	045-401-9791 045-401-9792
2027	東洋総業(株)	港北区新羽町1380	045-549-5070
2016	(株)トーカイ	都筑区池辺町2940-1	045-942-5261
2014	(有)鈴木企業	栄区公田町1034-1	045-890-6600

（４）技術管理者の設置（浄化槽法第10条第2項、横浜市浄化槽指導要綱第9条第1項）

ア 技術管理者とは

浄化槽の維持管理に関して必要な改善措置を講ずるなど、保守点検及び清掃の両業務を統括するのが技術管理者です。

当該浄化槽の構造、流入する汚水の水質・量を理解し、運転状況や処理状況を常時把握している必要があります。また、浄化槽法のみならず関係法令を熟知し、当該浄化槽の運転に支障が生じないよう、必要な手続き等を理解していなければなりません。

一定規模以上の浄化槽管理者は、技術管理者を置くことが義務付けられています。

イ 技術管理者を置く必要がある浄化槽※

- ・ 特定施設（処理対象人員が500人を超える浄化槽）
- ・ 指定地域特定施設（東京湾又は東京湾へ流れる流域へ排水する地域内に設置される処理対象人員が200人を超え500人までの浄化槽）

※ 浄化槽管理者本人が技術管理者の資格要件を満たして自ら管理する場合は不要

ウ 技術管理者の資格要件

技術管理者は、次の（ア）及び（イ）の資格要件を満たしている必要があります。

（ア） 浄化槽管理士

（イ） 次のa～cのいずれかに該当すること

- a 処理対象人員が500人を超える浄化槽における保守点検・清掃に関する技術上の業務に関し、2年以上実務に従事した経験を有する者
- b （公財）日本環境整備教育センターが実施する浄化槽技術管理者講習会（平成12年度以前は浄化槽技術管理者認定講習会）の修了者
- c 昭和60年9月30日時点で廃棄物の処理及び清掃に関する法律のし尿処理施設の技術管理者の資格を有する者

2 浄化槽の変更手続

変更内容に応じて所定の手続きが必要です。

(1) 浄化槽を変更する場合（構造・規模の変更は除く）

使用中の浄化槽の構造・規模以外の変更をするときは、浄化槽の設置者又は管理者の方が、[浄化槽設置届出事項変更届出書](#)を提出してください。（浄化槽法施行細則第3条第2項）

浄化槽設置届出書、浄化槽設置計画書、浄化槽変更届出書の提出後、設置・変更工事の着工から使用開始までの間に計画・届出内容を変更する場合も[浄化槽設置届出事項変更届出書](#)を提出してください。

- 提出時期

変更後、速やかに

- 提出部数

1部（控えが必要な場合は2部ご提出ください。）

- 提出する書類

[浄化槽設置届出事項変更届出書](#)

- 添付書類

変更内容に応じ、浄化槽設置時に提出した添付書類のうち変更となるものがあれば添付

(2) 浄化槽の構造・規模を変更する場合

[浄化槽変更届出書](#)の提出が必要となる可能性があります。必ず事前にご相談ください。

(3) 浄化槽管理者を変更する場合

建築物の売買、賃貸等により、浄化槽管理者（建物の所有者・使用者等で浄化槽の管理権限を有する方）を変更するときは、新たに浄化槽管理者になった方が、[浄化槽管理者変更報告書](#)を提出してください。（浄化槽法第10条の2第3項）

なお、浄化槽管理者が法人の場合、法人の人格に変更がなければ提出は不要です。（例：代表者の氏名変更等）

- 提出時期

変更後30日以内

- 提出部数

1部（控えが必要な場合は2部ご提出ください。）

- 提出する書類

[浄化槽管理者変更報告書](#)

- 添付書類

なし

(4) 技術管理者を変更する場合

一定規模以上の浄化槽に置くことが義務付けられている技術管理者を変更するときは、浄化槽管理者の方が、[浄化槽技術管理者変更報告書](#)を提出してください。（浄化槽法第10条の2第2項）

■ 提出時期

変更後30日以内

■ 提出部数

1部（控えが必要な場合は2部ご提出ください。）

■ 提出する書類

[浄化槽技術管理者変更報告書](#)

■ 添付書類

・浄化槽管理士免状の写し

・次の①～③のうち、いずれかの書類

- ① 処理対象人員が500人を超える浄化槽における保守点検・清掃に関する技術上の業務に関し、2年以上実務に従事した経験を証する実務経験証明書
- ② （公財）日本環境整備教育センターが実施する浄化槽技術管理者講習会（平成12年度以前は浄化槽技術管理者認定講習会）の修了証
- ③ 昭和60年9月30日時点で廃棄物の処理及び清掃に関する法律のし尿処理施設の技術管理者の資格を有していたことを証する書類

3 使用休止（再開）・廃止の手続

（１）浄化槽の使用を休止する場合

（浄化槽法第11条の2第1項、環境省関係浄化槽法施行規則第9条の3）

浄化槽の使用を休止するときは、清掃を要件として[浄化槽使用休止届出書](#)を提出することにより、浄化槽管理者による維持管理が免除されます。

なお、浄化槽の休止中は、建物のトイレ等は使用できません。

■ 提出時期

使用休止にあたっての清掃を行った後

■ 提出部数

1部（控えが必要な場合は2部ご提出ください。）

■ 提出する書類

[浄化槽使用休止届出書](#)

■ 添付書類

清掃業者から交付された清掃の記録の写し

（２）休止中の浄化槽の使用を再開した場合

（浄化槽法第11条の2第2項、環境省関係浄化槽法施行規則第9条の4）

休止していた浄化槽の使用を再開したときは、浄化槽使用再開届出書を提出してください。使用再開後は、浄化槽管理者に義務づけられている定期的な3つの維持管理（法定検査・清掃・保守点検）の実施が再び必要となります。

■ 提出時期

使用を再開した日から30日以内

■ 提出部数

1部（控えが必要な場合は2部ご提出ください。）

■ 提出する書類

[浄化槽使用再開届出書](#)

■ 添付書類

なし

(3) 浄化槽を廃止した場合

(浄化槽法第11条の3、環境省関係浄化槽法施行規則第9条の5)

浄化槽の使用を廃止※したときは、[浄化槽使用廃止届出書](#)を提出してください。

廃止にあたっては、[横浜市浄化槽清掃業許可業者](#)に清掃を依頼し、衛生上問題が生じないように消毒等を行ってください。

※ 浄化槽を今後使用しないことをいいます。浄化槽の物理的な撤去を行う場合は、清掃のほか、撤去工事・槽本体の処分を適切に行ってください。

■ 提出時期

廃止した日から30日以内

■ 提出部数

1部(控えが必要な場合は2部ご提出ください。)

■ 提出する書類

[浄化槽使用廃止届出書](#)

■ 提出先

資源循環局事業系廃棄物対策課

ただし、下水道の処理区域内の水洗化工事に伴い浄化槽を廃止した場合は、各区の土木事務所への提出も可

■ 添付書類

なし

4 手続書類の提出方法・提出先

【電子申請システム】[横浜市電子申請・届出システム\(外部サイト\)](#)

【郵送・来庁】〒231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎23階

資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理施設指導係

電話：045-671-2547 FAX：045-663-0125

メールアドレス：sj-jokaso@city.yokohama.lg.jp

5 市による管理状況の確認等

浄化槽の保守点検・清掃等が適正に行われるよう、横浜市がその管理状況の確認等を行うことがあります。

(1) 立入検査

浄化槽によるし尿・雑排水の適正な処理を図るために必要があるとき、市職員が浄化槽の設置されている土地や建物、その他関係する場所に立ち入り、浄化槽や帳簿書類等进行检查することがあります。

(2) 報告の徴収

浄化槽によるし尿・雑排水の適正な処理を図るために必要があるとき、市職員が浄化槽管理者に対し、当該浄化槽の保守点検・清掃等に関する報告を求めることがあります。

(3) 維持管理についての助言・指導等

法定検査を受けていないと認められるとき、当該検査を受けることを確保するための助言・指導等を行います。

また、生活環境の保全上又は公衆衛生上必要があるとき、浄化槽の保守点検・清掃について、必要な助言・指導等を行います。

(4) 維持管理に関する命令

法定検査を受けていないと認められ、生活環境の保全上又は公衆衛生上必要があり、かつ、正当な理由なく当該検査を受けない場合、当該検査を受けることを命じます。

また、浄化槽の保守点検・清掃について、浄化槽法で定める技術上の基準に適合しないとき、適正な維持管理を行うよう又は当該浄化槽の使用を停止するよう命じます。

(5) 単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）への助言・指導等

そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）について、除却を行い合併処理浄化槽に交換するなどの助言・指導等を行います。

(6) 単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）への命令

そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）について、状態が改善されないと認められるとき、除却による合併処理浄化槽への交換などを命じます。

6 主な罰則

浄化槽法の規定により罰則が付されている事項があります。

6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金（浄化槽法第62条）

違反事項	違反条項	説明
保守点検・清掃に関する命令違反	浄化槽法第12条第2項	浄化槽の保守点検・清掃に関する改善命令又は使用停止命令に従わなかった場合

3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（浄化槽法第63条）

違反事項	違反条項	説明
浄化槽の無届設置・無届変更	浄化槽法第5条第1項	浄化槽を設置又は変更する旨を届出せずに設置又は変更した場合
浄化槽の虚偽届出	浄化槽法第5条第1項	虚偽の届出により浄化槽を設置又は変更した場合
浄化槽の設置（変更）計画の変更・廃止命令違反	浄化槽法第5条第3項	届出内容の変更又は廃止の命令に従わずに浄化槽を設置又は変更した場合

30万円以下の罰金（浄化槽法第64条）

違反事項	違反条項	説明
技術管理者の未設置	浄化槽法第10条第2項	一定規模以上の浄化槽に技術管理者を置かなかった場合
報告拒否・虚偽報告	浄化槽法第53条第1項	求められた報告をせず又は虚偽の報告をした場合
立入拒否	浄化槽法第53条第2項	立入検査を拒んだ場合

30万円以下の過料（浄化槽法第66条の2）

違反事項	違反条項	説明
受検命令違反	浄化槽法第7条の2第3項 浄化槽法第12条の2第3項	法定検査の受検命令に従わなかった場合

5万円以下の過料（浄化槽法第68条）

違反事項	違反条項	説明
虚偽の休止	浄化槽法第11条の2第1項	浄化槽を休止していないにもかかわらず休止の届出をした場合
無届再開・虚偽の再開	浄化槽法第11条の2第2項	浄化槽を再開した旨を届出せずに再開した場合又は虚偽の再開の届出をした場合
無届廃止・虚偽の廃止	浄化槽法第11条の3	浄化槽を廃止した旨を届出せずに廃止した場合又は虚偽の廃止の届出をした場合

7 こんなときは

(1) 建物の使用用途が変わるとき

変更前の建物の使用用途によって浄化槽の処理対象人員を確認していますので、変更後の使用用途によっては浄化槽の処理対象人員が変わる可能性があります。

使用用途を変更する前に、既に設置されている浄化槽が変更後の処理対象人員でも十分な処理性能を有しているかを確認してください。

確認の結果、浄化槽の入れ替えが必要な場合は[浄化槽変更届出書](#)による設置手続きを行ってください。入れ替えが不要な場合は[浄化槽設置届出事項変更届出書](#)を提出してください。

(2) 増築するとき、浄化槽の使用人数（水量）が増えるとき

増築前・使用人数（水量）が増える前の状態で浄化槽の処理対象人員を確認していますので、増築後の延床面積・使用人数の増加後に浄化槽の処理対象人員が変化する可能性があります。

増築・使用人数増の前に、既に設置されている浄化槽が増築・使用人数槽の後の処理対象人員でも十分な処理性能を有しているかを確認してください。

確認の結果、浄化槽の入れ替えが必要な場合は[浄化槽変更届出書](#)による設置手続きを行ってください。入れ替えが不要な場合は[浄化槽設置届出事項変更届出書](#)を提出してください。

(3) 法定検査の結果が「不適正」だったとき

指定検査機関から浄化槽管理者へ提出される検査結果は、「適正」、「おおむね適正」、「不適正」の3段階の判定が記載されます。

このうち「不適正」の判定が記載されている場合には、検査結果内容にしたがって工事業者や保守点検業者に相談し、適切な処置をしてください。

また、横浜市から電話連絡や立入検査が実施されることがありますので、対応をお願いします。

(4) 建物をほとんど使用しないとき

建物をほとんど使用しないときでも、建物のトイレ等を使用する可能性が少しでもあれば、定期的に維持管理（法定検査・保守点検・清掃）を行わなければなりません。

長期にわたり建物のトイレ等を一切使用しない場合に限り、清掃を要件として[浄化槽使用休止届出書](#)を提出することにより、浄化槽の維持管理が免除されます。休止していた浄化槽の使用を再開したときは、浄化槽使用再開届出書を提出してください。

(5) 建物を売却するとき

建物の売却により、浄化槽管理者が変更となる場合は、新たに浄化槽管理者となる方に[浄化槽管理者変更報告書](#)を提出するようお伝えください。提出がされないと、売主が引き続き浄化槽管理者となり、当該浄化槽の定期的な維持管理義務を負うことになります。

建物の売却にあわせて浄化槽を廃止する場合は[浄化槽使用廃止届出書](#)を、売却後当面使用予定がないものの今後使用する可能性がある場合は、清掃を要件として[浄化槽使用休止届出書](#)を、それぞれ提出してください。

(6) 浄化槽が臭うとき

臭気の原因として考えられるのは、ブローアの異常による浄化槽の機能低下、浄化槽の清掃不足、排気設備の不良、マンホール蓋の密閉不十分、などがあります。

これらへの対処は、専門知識がなければできないものもありますので、保守点検業者に連絡して、適正な措置をとるようにしてください。

保守点検業者をお探しの方は次の機関にお問い合わせください。なお、事業者によってサービス内容や料金が異なりますので、比較検討した上で委託先を選定してください。

【問合せ先】公益社団法人神奈川県生活水保全協会 電話：045-830-5720

（７）既存単独処理浄化槽を使い続けたいとき

下水道の処理区域外に設置されている既存の単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）においては、合併処理浄化槽に転換するよう努めてください。

単独処理浄化槽は生活雑排水（台所、風呂、洗濯などから生じる排水）を処理しておらず、川や湖沼、海の水質汚濁の原因の一つになっています。

早急な合併処理浄化槽への転換をお願いします。

